

令和7年度 所定疾患施設療養費の算定について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療行為について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。

厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

【算定要件】

1. 所定疾患施設療養費(Ⅱ)は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものであるので、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。
2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。

イ 肺炎	ハ 带状疱疹	ホ 慢心心不全の憎悪
ロ 尿路感染症	ニ 蜂窩織炎	
4. 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
5. 算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記録しておくこと。なお、近隣の医療期間と連携した場合であっても、同様に医療機関で行われた検査、処置等に実施内容についての情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。
6. 介護老人保健施設の医師が、感染症対策に関する内容を含む研修を受講していること。
7. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

令和7年度 所定疾患施設療養費 算定人数及び日数

[illegible]

(主な治療内容)

肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、レントゲン、CT、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）、喀痰吸引など診療結果をもとに適宜必要な治療を行います。
尿路感染症	血液検査、尿検査、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（傾向・点滴）などの診察結果をもとに適宜必要な治療を行います。
带状疱疹	抗ウイルス剤・消炎鎮痛剤を用いた必要な治療を行います。
蜂窩織炎	抗菌薬の点滴注射、抗菌薬の内服治療法など診断結果をもとに適宜必要な治療を行います。
慢性心不全の憎悪	利用剤の量の調整、水分管理、酸素投与等適宜必要な治療を行います。